

令和3年度第9回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年12月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年12月25日(金) 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

6番 加藤 勲 7番 日下部 錠一 8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正

10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉 13番 山内 盛雄

14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 1名

5番 中野 浩光

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第15号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …… 5件

(2) 報告案件について

【報告第21号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 4件

【報告第22号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 14件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

今年もあと1週間を残すのみとなりました。新型コロナウイルスのオミクロン株が増えてきておりますので、年末年始も委員の皆様におかれましては、感染症予防を今一度徹底していただくなど、これまで以上に体調管理にご配慮いただきますようお願いいたします。

それでは只今より令和3年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。

本日は5番 中野委員より事前に欠席の連絡がありましたが、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては、3名の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

本日は3番 丹羽委員と4番 山田委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第15号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 5件

(2) 報告案件について

【報告第21号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 4件

【報告第22号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 14件

(3) その他

それでは、【議案第15号】農地法第5条の規定による許可申請5件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第15号、R3-20番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況共に畑で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。受人及び渡人は議案書のとおりです。分家住宅の予定です。

申請者は、現在清須市内の賃貸住宅で未就学児を含め3人で生活しています。子の成長に伴い家財道具も増え現在の居宅では手狭であるため自己用住宅の建築を計画しました。

申請者には所有地はなく、市街化区域では最適な土地が見つかりませんでした。申請者父の所有する当該地を紹介され本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）ーbー（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員になります。

後 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

次の案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第15号、R3-21番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記、現況共に田で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場を目的とした申請です。

申請者は、北名古屋市内に本社をかまえ、清須市において一般貨物自動車運送事業を行っている事業者です。

現在トラック28台が稼働しており、その台数分の駐車場を確保しておりますが、運送業の重要に伴い、規模を拡大するためにトラックの購入を検討しております。

しかし、現在の駐車場では購入予定のトラックを駐車するスペースがありません。そのため、営業所周辺にて土地を探していたところ、土地所有者より承諾を得られたため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地に近接する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山内委員になりますが

山 内 委 員 特に問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続いての案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第15号、R3-22番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記田・現況休耕田で面積は\_\_\_m<sup>2</sup>です。受人及び渡人は議案書のとおりです。分家住宅を目的とした申請です。

申請者は、現在春日井市内の賃貸住宅で生活しています。今後家族が増えるため家財道具も増え現在の居宅では手狭であるため自己用住宅の建築を計画しました

申請者には所有地はなく、市街化区域で土地を検討しましたが希望に沿うような土地はありませんでしたが、本家から近い距離にある申請者祖母の所有する当該地を紹介され本申請に至りました。

申請地は、尾張星の宮駅から約600m以内の区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－a－（b）に該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。ま

た、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山田委員になります。

山 田 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

次の案件に説明について事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第 15 号、R3-23 番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況休耕畑で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。分家住宅を目的とした申請です。

申請者は、現在あま市内の賃貸住宅で未就学児を含め3人で生活しています。子の成長に伴い家財道具も増え現在の居宅では手狭であるため自己用住宅の建築を計画しました

申請者には所有地はなく、市街化区域で土地を検討しましたが希望に沿うような土地はありませんでしたが、本家から近い距離にある申請者父の所有する当該地を紹介され本申請に至りました。

申請地は、JR 清洲駅から約 1km 以内の区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー (ア) -a- (b) に該当するため、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員になりますが。

後 藤 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

次の案件に説明について事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第 15 号、R3-24 をご覧下さい。

申請地は、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に田となっており面積は合計で\_\_\_\_\_㎡です。受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場を目的とした申請です。

申請者は、市内に本店をかまえ中古車販売・整備を行う事業者です。

申請者は、H28 年頃に本店近隣の土地を展示車用駐車場に転用して利用しておりました。しかし業績の上昇に伴い従業員を増員したことにより、同地を従業員用の駐車場として利用となりました。その結果、販売用の駐車場がなくなり、他社の駐車場を間借りしておりましたが、それも厳しくなり駐車場用地の選定は急務でした。

土地の選定にあたり、防犯の面から店舗の近接地である必要があり、本店隣地の該当地について土地所有者より承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー (ア) -b- (b) に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は樋口委員になります。

樋 口 委 員 特に問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

事務局

先月の委員会で説明不足であった分家住宅の許可申請について、説明させていただきます。

譲受人は市内在住の\_\_\_\_\_さん、譲渡人は\_\_\_\_\_さんとなっております。この2名については血縁関係にない他人となります。

ここで言う分家住宅とは、都市計画法第34条14号(愛知県開発審査会基準第1号)に適合しているものをいい、基本的には2つの方法があります。

1 つめは、申請者の直系血族のうち尊属が線引き前から継続して所有する土地に分家住宅を建てる場合です。過去の申請を見てもほとんど場合がこちらに該当します。

2 つめは、大規模な既存集落として知事が指定した集落に、原則として線引き前から継続して居住している世帯構成員又は世帯構成員の子等が、分家住宅を建築する場合があります。今回はこちらの要件に該当するため、他人の土地ではありますが、分家住宅としての申請となっております。

事務局の確認不足により会の進行に支障をきたしてしまい、申し訳ありませんでした。

以上でこちらについての説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

質問等ありませんか。

それでは、【報告第21号】・農地法第4条第1項第8号の規定による届出及び【報告第22号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局より説明がありますので、担当委員さんにご意見をお願いします。

事務局

(第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 R3-20、\_\_\_\_\_番 で登記田、現況宅地です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員

問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 21、\_\_\_\_\_番 で登記畑・現況宅地です。  
こちら山内委員の案件になります。

山内委員 問題ありません。  
ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 R3-21、\_\_\_\_\_番 で登記田、現況雑種地です。  
こちら山内委員お願いします。

山内委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 R3-22、\_\_\_\_\_番 で登記畑、現況雑種地です。  
こちら日下部委員お願いします。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 R3-23、\_\_\_\_\_番 で登記田、現況休耕田です。  
こちら山田委員お願いします。

山田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。  
続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。  
番号 R3-79、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番 で登記田、現況雑種地です。こちら、伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 R3-80 及び R3-81、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番 で共に登記田、現況雑種地です。

こちら、中野委員に担当地区になりまして、事前に問題なしと確認しております。

続きまして番号 R3-82、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番 で登記田、現況休耕



田です。こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 R3-84、\_\_\_\_\_番で登記田、現況休耕田です。

こちら、山内委員お願いします。

山内委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 R3-85、\_\_\_\_\_番で登記畑、現況雑種地です。こちら後藤章正委員お願いします。

後藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

R3-86 については、欠番となります。

続きまして番号 R3-87、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。

こちら日下部委員お願いします。

日下部委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

番号 R3-88、\_\_\_\_\_番 で登記田、現況雑種地です。

こちら、中野委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと確認しております。

続きまして番号 R3-89、90、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番 で共に登記田、現況畑です。

こちら、伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 R3-91、\_\_\_\_\_番で登記田、現況雑種地です。

こちら、山内委員お願いします。

山内委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 R3-92、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番 で登記畑、現況宅地

です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 R3-93、\_\_\_\_\_番で登記、現況共に田です。

こちら、山内委員お願いします。

山内委員 問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については  
以上になります。

会長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。

それでは、2 その他に移ります。

事務局は何かありますか。

(意見等なし)

それでは、次回の開催について確認します。

次回の日時は令和4年1月25日、火曜日、午後2時から、清須市役  
所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和3年度第9回農業委員会を閉会します。

今年も1年間ご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、  
農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。